

令和元年12月

第5回松阪地区広域消防組合議会定例会

会 議 録

開会 12月25日

閉会 12月25日

松阪地区広域消防組合

令和元年12月第5回松阪地区広域消防組合議会定例会

議事日程第1号 令和元年12月25日 13時30分 開会

- 日程第1 議席の指定及び議席の一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第15号 令和元年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第16号 令和元年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について
- 日程第6 議案第17号 松阪地区広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第8 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	松本	一孝	君	2番	谷口	聖	君
3番	市野	幸男	君	4番	深田	龍	君
5番	坂口	秀夫	君	6番	堀端	脩	君
7番	山本	芳敬	君	8番	大平	勇	君
9番	海住	恒幸	君	10番	中島	清晴	君
11番	久松	倫生	君	12番	西村	友志	君
13番	山本	節	君	14番	前川	勝	君
15番	志村	和浩	君	16番	世古口	哲哉	君
17番	奥山	幸洋	君				

欠席議員（0名）

議場出席説明者

管理者	竹上	真人	君	副管理者	久保	行男	君
副管理者	永作	友寛	君	消防長	武田	一晃	君
消防次長	松本	芳昭	君	総務課長	中川	悟	君
予防課長	瀧	伸行	君	松阪中消防署長	中西	正幸	君

事務局出席者

事務局長	白藤	哲央	書記	山口	智孝
------	----	----	----	----	----

○議長（山本 節君） これより令和元年12月第5回松阪地区広域消防組合定例会を開会いたします。議案説明のため、管理者以下関係者の出席を求めましたからご報告いたします。また、議員の就任がございますのでご報告いたします。松阪市選出議員として、深田龍議員が、組合議員に就任されております。本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号により進めることといたします。

日程第1 議席の指定及び議席の一部変更

○議長（山本 節君） 日程第1 議席の指定及び議席の一部変更を議題といたします。今回就任されました深田龍議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議席番号4番に指定し、議席番号1番から議席番号4番議員の議席をお手元に配布の議席表のとおり、変更することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 節君） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布の議席表のとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（山本 節君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、9番 海住恒幸議員、14番 前川勝議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（山本 節君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。本日、開会前に議会運営委員会を開催願ひ、協議の結果、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 節君） はい。ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 議案第15号 令和元年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第16号 令和元年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について

○議長（山本 節君） 日程第4 議案第15号 令和元年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号、日程第5 議案第16号 令和元年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について、以上、議案2件を一括議題といたします。職員より朗読いたします。

[職員朗読]

○議長（山本 節君） 提案理由の説明を求めます。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君） ただいま上程されました、議案第15号 令和元年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号、並びに議案第16号 令和元年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第15号 令和元年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号について、ご説明を申し上げますので議案書の1ページをお願いいたします。第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、1,066万2千円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を、それぞれ34億 8,737万円にお願いするものでございます。今回の補正予算につきましては、定年外退職者の退職手当金及び人事院勧告に伴う松阪市の給与改定に準じた共済費の追加をさせていただくとともに、職員手当等見込額の減による職員給の調整をさせていただいたものでございます。6ページ、7ページをお願いいたします。それでは、歳入について、ご説明を申し上げます。第1款 分担金及び負担金、第1項 分担金、第1目 市町分担金で、455万6千円を減額させていただくものでございます。この減額につきま

しては、歳出補正総額に対して第3款 繰越金を補正計上する中で、その充足額を市町分担金で調整を図ったものでございます。第3款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金 1,521万8千円の追加につきましては、去る9月開催の臨時会における議案第12号において、ご認定をいただきました平成30年度決算の繰越金の計上でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。第2款 総務費は、消防本部の運営に要する経費でございます。第1目一般管理費で、177万1千円を減額させていただき、4億7,177万5千円とさせていただくものでございます。一般管理費の内容でございますが、説明欄1の一般職員給177万1千円の減額は、主に休日勤務手当等見込額の減によるものでございます。次に、第3款 消防費でございますが、第1目 松阪消防費におきましては、1,497万4千円を追加させていただき、16億3,104万4千円とさせていただくものでございます。説明欄1の一般職員給1,497万4千円の追加は、主に定年外退職者の退職手当金の増によるものでございます。また、第2目 出張所費におきましては、254万1千円を減額させていただき、4億9,903万3千円とさせていただくものでございます。説明欄1の一般職員給254万1千円の減額は、主に期末勤勉手当等見込額の減によるものでございます。なお、10ページからの補正予算給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承の程、お願い申し上げます。以上、議案第15号の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。議案第16号 令和元年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更につきまして、ご説明を申し上げます。16ページをお願いいたします。令和元年度市町分担金変更明細書補正第1号につきましては、先ほどの議案第15号 令和元年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号に関連しての変更でございます。松阪市におきましては、219万5千円の追加、多気町におきましては、340万4千円、明和町におきましては、334万7千円をそれぞれ減額させていただき、変更後の分担金合計を33億2,105万3千円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（山本 節君） 説明をいただきました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 節君） はい。質疑がないようなので、これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。はじめに、議案第15号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 節君） はい。討論がないようなので、これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第15号は原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（山本 節君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第15号 令和元年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号は原案どおり可決されました。次に、議案第16号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 節君） はい。これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第16号は原案どおりに決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（山本 節君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第16号 令和元年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第17号 松阪地区広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（山本 節君） 日程第6 議案第17号 松阪地区広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について を議題といたします。職員より朗読いたします。

[職員朗読]

○議長（山本 節君） 提案理由の説明を求めます。

[消防長 武田 一晃君 登壇]

◎消防長（武田 一晃君） ただいま上程されました議案第17号 松阪地区広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書の17ページをお願いします。地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新しい一般職非常勤職員の制度である会計年度任用職員制度が、令和2年4月1日から導入されます。本組合におきましても、この会計年度任用職員制度の導入に当たり、従来の「松阪地区広域消防組合非常勤職員の取扱いに関する条例」に代わって、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める必要があるため、新たな条例を制定させていただくものでございます。条例の内容としまして、第1条は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを趣旨として掲げたものでございます。第2条は、松阪地区広域消防組合の会計年度任用職員の給与等については、松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によると規定し、運用しようとするものでございます。附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行すると、規定させていただくものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[消防長 武田 一晃君 降壇]

○議長（山本 節君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 節君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第17号について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 節君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第17号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（山本 節君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第17号松阪地区広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については原案どおり可決されました。

日程第7 議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（山本 節君） 日程第7 議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について を議題といたします。職員より朗読いたします。

[職員朗読]

○議長（山本 節君） 提案理由の説明を求めます。

[消防長 武田 一晃君 登壇]

○消防長（武田 一晃君） ただいま上程されました議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、ご説明申し上げます。議案書の18ページをお願いいたします。本議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が導入されたこと等に伴い、関係する3本の条例の一部改正及び1本の条例の廃止を1議案として提案させていただくものでございます。主な内容でございますが、第1条で松阪地区広域消防組合職員定数条例、第2条で外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正を行っておりますが、いずれも地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う字句の整理でございます。第3条は松阪地区広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の勤務時間等については、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定めることとするものでございます。第4条は松阪地区広域消防組合非常勤職員の取扱いに関する条例の廃止で、非常勤職員が会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員へ移行することにより、当該条例を廃止するものでございます。附則といたし

まして、この条例は、令和2年4月1日から施行すると規定させていただくものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[消防長 武田 一晃君 降壇]

○議長（山本 節君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 節君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第18号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 節君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第18号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（山本 節君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第18号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については原案どおり可決されました。

日程第8 一般質問

○議長（山本 節君） 日程第8 一般質問 を行います。通告に従いまして発言を許可します。11番 久松倫生議員。

[11番 久松 倫生君 登壇]

○11番（久松 倫生君） 久松倫生でございます。議長のお許しを得まして、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。それでは早速、質問に入らせていただきます。前議会での平成30年度決算の監査委員決算審査意見書という書類がございますけど、ここにおきまして非常に重要な指摘があったというふうに認識しております。ここにおきましてこのように述べられております。「複雑化・多様化する各種災害に対応するため、更なる消防力の強化が求められる。」という重要な指摘がありました。また、将来的な消防体制の基盤強化に向けての取り組みが提起されていると受け止めました。これは、特に今年の9月から10月の大災害の経験を経てみて、その指摘の重さを実感します。この指摘が今秋の災害以前に言われていたことがこれまた重要だと思います。今回のまさに未曾有の大雨と今後予測される大地震を想定すれば、災害対策と言いましても、予防と復旧、被害拡大防止というそれぞれの観点から防災計画や避難対策が必要ではないでしょうか。このように思っておりますけれども、今秋の被害状況や予測されている震災などからみて、「複雑化・多様化する各種災害に対応するための更なる消防力の強化」とはどのような内容となるのか。あるいは、将来的な基盤強化をどう図っていくのかお聞きします。以上、第1回といたします。

○議長（山本 節君） 武田消防長。

[消防長 武田 一晃君 登壇]

○消防長（武田 一晃君） ただいま久松議員から、平成30年度の松阪地区広域消防組合歳入歳出決算審査意見書のむすびにおける監査委員様からの指摘事項の中で、「複雑化・多様化する各種災害に対応するための更なる消防力の強化とはどのような内容なのか。」と、「将来的な消防体制の基盤強化をどう図っていくのか。」という2つのご質問をいただきました。まず、「複雑化・多様化する各種災害に対応するための更なる消防力の強化とはどのような内容なのか。」というご質問でございますが、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、自然災害や地震災害など各種災害に的確に対応できるよう指揮活動、警防戦術など指揮隊、消防隊の活動能力の向上及び消防資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化、専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加や救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態における国民の

保護のための措置の実施体制の充実強化等を、職員の安全管理を徹底しつつ、住民の生命・身体・財産を守る責務を全うするため、また、近年の大規模な自然災害等に伴う緊急消防援助隊の応援及び受援体制の確立など、更なる消防力の強化を着実に図っていく必要があると考えております。次に、「将来的な消防体制の基盤強化をどう図っていくのか。」というご質問でございますが、これまで、当消防組合におきましては、構成市町の関係部局と緊密な協議、また議員の皆様のご理解のもと、庁舎や車両については、継続的に強化を図ってまいりました。

なかでも高機能消防指令台の構築につきましては、皆様のご理解のもと、更新に向けて現在設置工事をさせていただいており、今年度末までには完成の運びとなっております。

今後は、新指令台運用に伴い、高度な機械を取扱う指令センター職員の人材育成、大量退職に伴い、複雑化・多様化する各種災害の発生に対応できる新人職員の養成、救急需要の増加に伴い、高度な救命処置ができる救急救命士の養成、また当地域において発生が危惧されている南海トラフ地震など、これらの災害等に対応できる特殊車両の配備や人材育成に力を注ぎ、将来的な基盤強化を計画的に図っていきたいと考えております。

[消防長 武田 一晃君 降壇]

○議長（山本 節君） 久松議員。

○11番（久松 倫生君） はい、ご丁寧に答弁をいただきました。複雑化・多様化というなかで、武力攻撃だけはどうかわかりませんが、たしかに実際に起こっている災害、そのなかでとくに予防業務あるいは救急救命ということが言われました。これは、現地でのいろいろな活動だと思います。その中で、もう一つ詳しく聞きたいのが、今秋の緊急消防援助隊の要請や、受援体制ということまでお触れになりました。松阪消防の場合、こちらで直接被害がなかった場合においても、全国的な消防の出動というのが常に要請されているというふうに思います。それで、多くの大災害への支援の実績も大きいものがあります。かつて記憶しておりますのが、ジャイカの要請に応じてスマトラ沖地震でほんとに短期の、朝、起こった地震で、もう夕方には海外へ派遣を出せるという体制がとられていたと記憶をしております。で、もう一つは、今秋の被害は、松阪周辺では人的被害はなかったわけでありませうけれども、こういう場合でも消防体制をどのようにとられていたのか明らかにしていただければ、お聞きをしたいと思います。

○議長（山本 節君） 武田消防長。

[自席]

○消防長（武田 一晃君） 今年、全国で発生した大規模な災害でございますが、前半は、熊本県、北海道厚真町、宮城県南部、千葉県北部及び新潟県下越において震度5弱以上の地震が発生、後半は、皆さんご承知のとおり、台風15号・19号・21号の襲来により東日本など関東地方には甚大な被害をもたらしました。このように大規模な災害が発生した場合、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、全国の消防機関による消防応援を迅速・円滑に実施するため、緊急消防援助隊制度が発足され、この制度に基づき、被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に関して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行うものです。

今年にあっては、台風19号に伴い、関東地方では大雨特別警報が13都県に発令され、死者多数を伴う甚大な被害が発生しました。その際、三重県から緊急消防援助隊の出動に伴う準備体制の要請があり、三重県内の消防機関にあっては、迅速な出動ができるよう車両及び人員の確保を行ったところです。当消防組合におきましても、車両5台、人員17名の確保を行い、迅速な出動ができるよう対応しておりましたが、被災地からの要請には至らず、三重県内の消防機関の準備体制は解除されたものでございます。

○議長（山本 節君） 久松議員。

○11番（久松 倫生君） はい。いまのご答弁を聞いておまして、ひとつだけ言いますと、阪神淡路大震災を契機に緊急消防援助隊というのができたという話なんですけれども。当時、大震災が起こって要請があったときに、今レスキュー隊が使っておられる救助工作車が、当時1台しかなくて、要請に応えられなかった。そういう意味から今は2台になってます。装備そのものも全国

的な課題にどう応えるかという中で、整備されたという記憶がございます。いまおっしゃっていただいたように受援体制も含めて、先の答弁のなかで、消防力の強化という中には、ひとつは装備の問題、これは毎年更新されておりますけれども、特に今回は、高機能指令台が進められていますけれども、それとともに人材育成、職員の体制も救命士の体制も特殊車両等の操作も含めた人材育成が非常に重要というのが答弁にあったわけです。消防力ということで、松阪地域では、特に救急体制という問題を考えますと、救急医療の中で三重県下でも格段に高い出動数があるわけですが、これは安心の救急体制があるというなかで、特に多いという部分がございますけれども、今後、質とともに量的な充実ということも十分に検討される必要があるのではないかと思っております。監査委員のご意見を見ましても、将来的な基盤強化という中で、人材育成と言われましたけど、人力的な問題というのは検討されないのかどうか、あるいは、現行の定数条例というのは、15年前の久居広域の合併時に行われた定数の整理だったんですけれども、その後、15年が経過して、今のような複雑化・多様化した災害等の予防業務や指揮活動能力の向上などを含めた総体から言いますと、今の体制で十分なのかどうか、あるいは系統的な人材配置で消防力が維持できるのかということで、量的な充実を考えた場合、この15年間の変化というのはどういったものなのか聞いておきたいなと思っております。

○議長（山本 節君） 武田消防長。

[自席]

○消防長（武田 一晃君） 15年間でどう変化したかということでお答えします。平成17年1月1日の合併後、15年間で当消防組管内では、平成19年災害現場での安全管理体制の構築を目的に指揮隊の設置、平成19年以降、救急出動件数の増加により、1万件を突破し、12年連続で1万件を超えている状況であり、昨年は過去最高となる1万5,220件の出動件数となり、今後も超高齢化社会に入っていくことから、更なる救急需要の増加が見込まれます。また、大規模な火災等が発生するたびに消防法令等の改正があり、平成28年より違反対象物に係る公表制度の実施など予防業務の多様化が求められるようになり、火災調査においても、その精度が求められる昨今、製品評価技術基盤機構、消防技術研究センターとの合同鑑識を頻繁に行うため、時間と人員が必要不可欠になって来ています。さらに全国的に変化、多様化する災害により、緊急消防援助隊三重県隊として当消防組合から、平成23年3月東日本大震災には8隊29名、平成30年7月豪雨には、広島県へ4隊16名が出動し、現地で活動するなど、県内の相互応援協定に加え、緊急消防援助隊の任務と訓練等が加わり、合併以前の状況とは異なって来ています。

○議長（山本 節君） 久松議員。

○11番（久松 倫生君） 現場の消防長からは、そういうことで質的な変化と言われておりますけれども、当然、今の状況の中で、定数の問題、15年の変化の中で、消防長の方からは、「定数を見直します。」と言えないかもわかりませんが、管理者の方でいかがでしょうか。一度、この定数の問題を検討していただくと、実際、今の消防の状況を見てみますと必要でないかと思っておりますけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長（山本 節君） 竹上管理者。

[自席]

○管理者（竹上 真人君） はい。まずですね、議員の今回の質問で消防力の強化ということ、将来の基盤強化ということが言われました。そこで定数の見直しも視野に入れるのかどうか。というご質問かと思っております。このご質問に真正面から答えるとなりますと、まず始めに申し上げなくてはならないのは、平成18年6月の消防組織法の一部改正でございます。同年7月に市町村の消防の広域化に関する基本指針が策定され、消防の広域化が推進されているところでございます。三重県におきましても、将来目標として県域消防本部としつつも、県内の15消防本部を第1段階として8ブロックに、第2段階として4ブロックと段階的な消防の広域化に取り組みされてきたところです。しかしながら、全国的にも十分な進展が見られておらず、広域化の期限を平成30年4月1日迄とされたのが延長となり、令和6年4月1日を期限に、新たな消防の広域化及び消防の連携・協力の推進期限として打ち出されております。国や県が消防組織の合併や広域化を進

めている現在、広域消防のさらなる連携・協力についても研究を行い、より強い消防を目指し、「消防力の強化、基盤強化」を検討して行かなければならないというふうに考えております。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本 節君） 久松議員。

○11番（久松 倫生君） 慎重なご答弁でしたけども、じつはこの広域化の問題というのも、ここで随分、議論をいたしまして、松阪消防は、当時の管理者も本部も、「県が出す広域化の指針には乗れない。対応しない。」ということで、ここで明確にご答弁いただきましたことを記憶しております。そのことで、松阪消防は広域化には参加していないということですから、このことになりますと、その前提がどうかという議論になりますと、延々とかかりますけれど、今日は年に2回の定例会ですから、いっぺんに答えれるとは思いませんけれど、その問題も提起されるのなら、実際の消防のあり方、そして、今の人材育成や継続的な基盤強化という問題では、規模の問題、定数の問題について、今後の検討は、当然あるべきだということを申し上げて、今日の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

[11番 久松 倫生君 降壇]

○議長（山本 節君） 以上で、一般質問を終わります。以上をもちまして、今期定例会の案件は全部議了いたしました。今期定例会はこれにて閉会いたします。お疲れさまでございました。

14時11分 閉会